

国際的な人の往来の再開

令和 2 年 9 月 25 日

1. 新規入国許可対象の拡大

- (1) 感染状況の落ち着いている国・地域との間で開始している「レジデンストラック」(注1)について、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、新規入国を許可する。
- (2) さらに、10月1日から、原則として全ての国・地域の上記と同様の対象者について、順次、新規入国を許可。防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とする(注2)。ただし、入国者数は限定的な範囲に留める。

(注1) 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」(第38回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年6月18日))に関し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とする仕組みのうち、入国後14日間の待機は維持するもの。タイ、ベトナム、カンボジア、台湾、マレーシア、ミャンマー、ラオス、シンガポール、ブルネイの9か国・地域との間で運用を開始又は開始に合意。豪州、ニュージーランド、韓国、中国、香港、マカオ、モンゴルの7か国・地域との間で交渉中。

(注2) 出国前検査証明(入国拒否対象地域のみ)、入国後14日間の自宅待機・公共交通機関不使用等の防疫措置について、受入企業・団体が誓約書を通じて確約する。

2. 実施中の水際対策

第42回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年8月28日開催)において当分の間実施することとした水際対策の措置のうち、航空機の到着空港の限定の措置については、各空港における入国時の検査能力の確保等の状況を踏まえ順次緩和を検討することとし、当該緩和は、検査能力の確保等の条件が整った空港から実施することとする。

以上

入国拒否対象地域の場合 (例：タイ、ベトナム、台湾)

X国	
	出国前
	<ul style="list-style-type: none">■ 我が国在外公館にて査証等申請（誓約書の提示を含む。）■ 14日間の健康モニタリング■ 検査証明の取得

日本	
	入国時
	<ul style="list-style-type: none">■ 空港での検査■ 質問票（健康状態等）の提出■ 誓約書の提出■ 検査証明の提出■ 接触確認アプリの導入等
	入国後
	<ul style="list-style-type: none">■ 14日間の公共交通機関不使用■ 14日間の自宅待機■ 14日間の健康フォローアップ■ 14日間の位置情報の保存

非入国拒否対象地域の場合 (例：カンボジア、ミャンマー、ラオス)

Y国	
	出国前
	<ul style="list-style-type: none">■ 我が国在外公館にて査証等申請（誓約書の提示を含む。）■ 14日間の健康モニタリング

日本	
	入国時
	<ul style="list-style-type: none">■ 質問票（健康状態等）の提出■ 誓約書の提出■ （接触確認アプリの導入等（推奨））
	入国後
	<ul style="list-style-type: none">■ 14日間の公共交通機関不使用■ 14日間の自宅待機■ （14日間の健康フォローアップ（推奨））■ （14日間の位置情報の保存（推奨））